

社会福祉法人県西福社会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人県西福社会(以下「法人」という。)定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下、「役員」とする。)の報酬等について定める。

(報酬等の支給)

第2条 役員には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員については、報酬、賞与、通勤費及び旅費を支給する。
- (2) 非常勤役員については、報酬及び旅費を支給する。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める。

- (1) 報酬については、別表1(常勤役員の報酬)に定める額を支給する。
- (2) 賞与については、職員給与規程第18条(職員賞与)の規定に準ずる額を支給する。
- (3) 通勤費については、職員給与規程第11条(通勤手当)の規定に準ずる額を支給する。
- (4) 旅費については、職務のため出張したとき、職員旅費規程に基づきを支給する。

(非常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号により報酬等の区分に応じて定める。

- (1) 報酬については、会議等に出席した場合に支給し、その額は別表2(非常勤役員の報酬)に定めることとする。
- (2) 旅費については、職務のため県外に出張したとき、職員旅費規程に基づき支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者には役員報酬は支給しない。

(報酬の支給方法)

第6条 役員に対する報酬等の支給方法は、次の各号による。

- (1) 常勤役員の報酬については、職員給与規程第7条第1項(給料の支給方法)を準用する。
 - (2) 非常勤役員に対する報酬並びに旅費については、その都度支給する。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 役員報酬・費用弁償規程は、平成29年3月31日付けで廃止する。
- 3 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表1（常勤役員報酬）

報酬月額
350,000円

別表2（非常勤役員報酬）

日額
15,000円